

家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針 – 2004年版からの改正

http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/amr_wg/amr_info.html

抗菌性物質を家畜に使用した結果、その薬剤に耐性を持つ菌が出現すると、家畜の肉を食べた人がその菌に感染した場合に、抗菌性物質による治療が困難となることが懸念されます。このため食品安全委員会では「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌」をハザード（危害要因）として、食品健康影響評価を行っています。

不確実性・変動性及びそれらがリスクの推定に与える影響について考察を行う」ことを追記しました。

② ハザードの特定の考え方を整理

「ハザードを特定する前段階として、検討の対象となる細菌等を選択する方法」と「選択した細菌等がハザードとなるかを検討するための手順」を別紙としてまとめました。

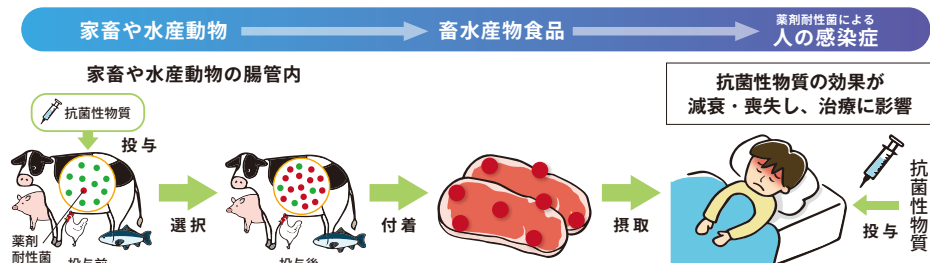
③ リスク評価の考え方を整理

特定したハザードについて、①ハザードが抗菌性物質により選択されるか（発生評価）、②人がばく露を受けるか（ばく露評価）、③人が影響を受けるか（影響評価）、について評価をする際に考慮すべき点を明確化し、各評価の結果から「リスクの大きさを総合的に推定しスコアリングする考え方」を別紙としてまとめました。

① 国際基準との調和

家畜等の薬剤耐性菌に関する国際基準（コーデックス規格、2011年）等を踏まえ、「共耐性（複数の異なる系統の薬剤に耐性を示すこと）を考慮する」や、「リスク評価に用いたデータの

（図）薬剤耐性菌が食品を介して人に伝播する可能性と生じうる影響



農薬の再評価制度と準備

<http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/>

2018年に農薬取締法が改正され、登録されている全ての農薬について、最新の科学的知見に基づき安全性等を再評価する、農薬の再評価制度が導入されました。

が国で多く使われているもの、許容一日摂取量（ADI）等が低いものは再評価の優先度が高く、手続きは2021年度から開始されています（表）。

② 安全性審査の充実

この改正で、ミツバチが持ち帰った花粉などによる巣内のミツバチへの影響評価（農林水産省担当）や、水草

や鳥類、野生ハナバチ類への影響評価（環境省担当）が加えられるなど、審査対象が拡充されました。

③ 評価指針等の改正・策定

食品安全委員会は、最新の科学的知見に基づき、一貫性をもって農薬の評価を実施するために、次のように指針や考え方を改正・策定しました。

今後、リスク管理機関から農薬の再評価依頼があり次第、農薬第一専門調査会で、これらの指針や考え方に基づいて議論を開始する予定です。

① 15年毎に再評価

登録されている全ての農薬は15年毎に安全性等が再度評価されます。我

（表）農薬の再評価制度 – 農薬の再評価に係る優先度の基準（農林水産省）

農薬の再評価に係る優先度は、我が国で多く使われているもの、許容一日摂取量等が低いものが高い。2021年度より、優先度Aのものから順次手続きを開始。

優先度	基準
優先度A (126成分)	我が国で多く使われているもの
優先度B (57成分)	使用量は少ないが許容一日摂取量等が低いもの
優先度C1 (157成分)	その他の農薬
優先度C2 (69成分)	2006年以降に評価・登録され、登録が比較的新しいもの
優先度D (171成分)	生物農薬及び植物検疫用途農薬 等

2021年度から開始し、国内での使用量が多い農薬から順次実施
（初年度：グリホサート、ネオニコチノイド系農薬など14有効成分が対象）

- (1) 「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」一部改正（2021年4月）
- (2) 「残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方」策定（2021年2月）
- (3) 「農薬の再評価における食品健康影響評価に必要なデータの考え方」策定（2018年3月）
- (4) 「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱い」策定（2021年3月）